

「海老名市社会教育計画（案）」のパブリックコメント実施結果

【結果概要】

意見募集期間 令和7年11月19日（水）～令和7年12月19日（金）

意見提出者数 1名 1件

| No. | 提出された意見 | 意見に対する考え方 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>9ページに記載のある、市立図書館における指定管理制度の在り方について異を唱えます。現状、「民間のノウハウを活用しながら地域特性を活かした運営を目指す」という施策方向からは、非常に離れた運営が行われていると感じています。たしかに、14ページに記載の通り、市内図書館主催の講座自体は開催されています。</p> <p>一方で、現状の市立図書館の運営において、問題点が3つあります。</p> <p>まず、現状、海老名市の地理や歴史に関する所蔵が大変少ないです。もし、たとえ蔵書があったとしても、書庫に置かれている意味がありません。社会教育の観点において、地域学習やそもそもその幅広い学習の機会が損なわれていることは、市民にとって大きな損失です。</p> <p>次に、市内に無い書籍は近隣図書館と連携の上で貸出が可能とありますが、対応に大変時間がかかります。もちろん書籍によりますが、1ヶ月以上手配に時間がかかるようでは、果たして連携が取れているのか疑問です。社会教育だけでなく、教育全般において、学習者の学べる時間が奪われていることは、学習機会が損なわれていることと同義です。</p> <p>最後に、併設されているTSUTAYA書店で販売されている書籍が、図書館の蔵書にはないことがあります。これは、そういった書籍を市民が購入しなければ書籍を読む機会が与えられない状況であり、これでは公共図書館としての運営が行われているとは言い難いです。</p> <p>以上にあげた問題点は、全て、市内図書館の蔵書数が少ないと集約されます。近隣の市と比較しても、人口比で考えれば、海老名市立図書館が保有する蔵書数が少ないと存知のことかと思います。蔵書数を増やす上では、単なる数としての蔵書数だけでなく、ぜひ市には選書の質を把握していただきたいです。</p> <p>指定管理者制度を使うのであれば、公共図書館としての質が損なわれないように、また、市民の学習機会が損なわれないように、定期的に確認する手段を持つべきです。それができない、もしくは機能していないのであれば、指定管理者制度の継続には反対です。</p> | <p>ご意見頂戴し、ありがとうございます。</p> <p>本市では、平成26年度から指定管理者制度を導入した図書館運営を行っています。</p> <p>図書館運営については、利用者アンケートのほか、定期的にモニタリング会議を実施し、確認する機会を設けております。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後も市民の学びの拠点となるよう努めてまいります。</p> |